

東京交通新聞 2010 年 9 月 6 日（月）

< 国交省 バス・タク許認可権限維持 >

出先機関改革「自己仕分け」

有償運送、自治体に移譲

国土交通省は「地域主権戦略」の柱となっている地方出先機関の改革をめぐり、1 日、自治体に移管できる業務・権限の範囲を「自己仕分け」した結果を公表した。自動車分野では、NPO などの自家用車有償旅客運送（白ナンバー）について「希望する市町村に権限を移譲する」との方針を打ち出した。バス・タクシー・トラック事業（青ナンバー）に関しては「安全の確保など引き続き国が実施することが必要不可欠」とし、許認可規制・監督権限を維持する姿勢を強調した。

有償運送の運行開始には現在、道路運送法の登録制が敷かれ、自治体が主宰し、地方運輸局やタクシー事業者・運転者、住民などが参加する「運営協議会」の合意を経て最終的に運輸支局が判断する仕組みになっている。国交省では登録制をはじめ運営協などの制度上の枠組みは変えず、市町村を対象に“手挙げ方式”を導入し、任意の自治体に最終権限を移す考えだ。全国知事会などが了解し、政府全体の議論がまとまれば、早ければ来年の通常国会に道運法の一部改正案を提出する方針。他の分野の進展次第で“地域主権改革関連一括法”に組み込まれる可能性がある。

自己仕分けは「地域主権戦略大綱」（6 月 22 日閣議決定）に基づく。地域主権戦略会議（議長＝菅直人首相）が各省に対し、出先機関の「原則廃止・抜本改革」を旗印に 8 月末までに“原案”を報告するよう求めていた。同会議は月内にも開かれ「アクションプラン」の策定や法案づくりなどの作業を本格化させる。

国交省は自己仕分けで運輸局について「全国一律の安全基準・監査などを通じ、国民の生命・身体の安全を確保している唯一の現場執行機関。自治体との二重行政に当たらない。重大事故の発生時に全国ネットワークを活用し、類似事案の防止などを迅速・効率的に行うことが必要」と意義を唱えた。

バス・タクシーの許認可権限の是非には「事業の安全確保、広域性、基準策定・執行の一体的実施などの観点から運用に地域差はあるべきでなく、自治体への移管は適当でない」とし、関係補助金の審査、車両登録、車検・整備などについても「国が行うことが適当」と位置づけた。

代行取り上げず

一方で「自治体の移管要望の多くは地域住民交通と地域観光」ととらえ、有償運送などを抽出し「地域のニーズや創意工夫が生かせる分野は基本的に地域に任せていく」と提起した。自公政権下の前身組織「地方分権改革推進委員会」が有償運送とともに権限移譲の対象に選んでいた運転代行業は今回、取り上げられていない。